

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第27号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第28号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第29号 北方町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第5 議案第30号 北方町道路線の認定について（町長提出）
- 第6 議案第31号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて（町長提出）
- 第7 議案第32号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）
- 第8 議案第33号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第9 発議第7号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について（議員提出）
- 第10 発議第8号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について（議員提出）
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

---

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝己	10番	日比玲子

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	宮川浩兵	総務課長	村木俊文
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	住民保険課長	豊田晃
上下水道課長	山田忠義	福祉健康課長	北村孝則

収 納 課 長	西 口 清 敏	教 育 課 長	渡 辺 雅 尚
都市環境農政課長	奥 村 英 人	税 務 課 長	林 賢 二
会 計 室 長	山 中 真 澄	総務課危機管理 防災担当課長	安 藤 好 邦

---

**職務のため出席した事務局職員の氏名**

議会事務局長	有 里 弘 幸	議 会 書 記	木野村 幸 子
議 会 書 記	大 野 将 康		

---

○議長（戸部哲哉君） それでは皆さん、おはようございます。

ただいまから会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しております。ただいまから平成24年第5回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において7番 立川良一君及び9番 井野勝巳君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第27号

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、議案第27号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第3 議案第28号

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、議案第28号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この28号議案ですけれども、この55歳以上の対象者は、まず1点は何人あるのかということで、この条例によってどのぐらいの人が、55以上であれば削減されるということではありますが、定昇を一方では抑制をしながら、一方では成績良好であるとかいうことで引き上げをするということですけど、それは反対討論で言いますけど、どのぐらいになるのか、その辺お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） まず該当人数でございますが、基本的に55歳以上の職員が今26名だったと思います。うち、先ほど日比議員がおっしゃったとおり、成績によっては、わずかに昇給する職員も数名おります。大半の55歳以上の職員については昇給がないということでございます。

つけ加えて話をさせていただきますが、御承知のとおり、今定期昇給というのは1月1日に行っております。先ほど言いました55を超える職員については、今までも55歳以下の職員とは違って随分抑制がされておりました。通常4つ、55歳以下の職員が上がるのを、55を超えた職員にあっては2つと。もうその時点で格差というか、抑制をされておったんですが、今度この2つもなくなってゼロになるということでございます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただいたんですけど、一体全体どのぐらいの削減になるのか、額を知りたいということと、勤務評定というのがかつてあったと思うんですけど、それもこの55歳以上には反映しないのかどうか、2点。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） この額については、後ほどの補正予算の最後の人件費の内訳を見ていただきますと、20ページでございますが、一般会計で申しますと、ここに書いてありますように給与改定ということで11万3,000円ほど、額的にはわずかでございます。というのは、55歳以上になりますと、例えば1つ昇給しても額が非常に小さいんです、600円とか。ここに具体的な数字を申し上げますとわずかな数字なんです。55歳以下につきましては1つの昇給が1,000円を超えるというようなことにも、かなり抑えて今まできたという経緯があります。

それと、55歳以上の職員も勤務評定はございます。それに基づいて定期昇給をやるということでございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） この給与改定に対して、人事院勧告から上げよ下げよということはもうしょっちゅう言われてくるわけですね、そうすると、ほとんどこのところ下げよの話が人勧から出てくるんだけど、この人事院勧告から出されたものというのは全て守っていきなきゃならんものかなあ。これはあんた方が提案してくるんでなんだけど、どうしても提案しなきゃならんルールになっておるんですか、人勧というのは。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 近年、非常にそのあたりのところで実施状況を見ますと、例えば半分ぐらいは県としてはやらないというところもあります。

私は年1回、町村会でヒアリングに行くんですが、過去、人勧に準拠して給与改定をずっと行ってきました。そんな中で、俗に我々は給与ベースを示す判断としてラスパイレスという言葉は多分御存じだと思います。ラスパイレス指数から言いますと、うちはやっと93ということで、全国的に同類の自治体の中では下から9番目というようなデータも出ております。職員もこういう時代の中で就労意欲、こういうことも考えますと、やるやらんについては非常に難しいと思いま

す。だけど、基本的に近隣市町も足並みをそろえて、人勧に準拠して給与改正をするということでございますので、こういう形で提案をさせていただいておりますが、ただ1つだけお話をさせていただきますと、国の場合は10級制なんですね。我々北方町は7級制ということで、10級制を想定して人勧はするんですね。ですから、100%それを準拠するののかというのは非常に問題があるかとは思いますが、今のところ国の人勧に従って、毎年毎年こういう改正をお願いしておるといのが実態でございます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁の中で、北方町のラスパイレスは93と聞こえたんですけど、県でとったのでは91.7になっているんですけど、どうですか。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 私が今言いましたのは近々の話です。前はたしか91。つい最近、来年の見込みのラスパイレスの報告がございました。私、ちょっとその報告書を見ておまして、たしか93ぐらいになっておったんじゃないかと思えます。ただ、これはあかんですよ。ほかの市町も上がってきますので、一概に順位はというと、やはり県内でも北方は低いです。これは事実でございます。まして、全国的に私どものこういう都市化した町があるんですが、これもやはり下からたしか9番目というようなデータも出ておったような気がします。

そういう状況でございますので、できるだけ職員の就労意欲がなくならないように、また町長ともよく相談し、進めていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 申しわけないですが、私ちょっと学歴がないので教えていただきたいんですけど、改正案のほうに、傍線で3のところずっと打ってあるんですけど、ちょうど真ん中、要は基本的には55歳を超える職員についてはということがもとにあるわけですけど、勤務成績が極めて良好、または特に良好であるということなんですけど、これはどういうふうに理解すればいいですか、極めてと特にの違いは。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 精読で少しお話をさせていただいたと思います。

これは、要は私どもは職員を5段階で評価します。ただ、この評価の方法としては相対評価でございます。例えば132人職員がおりますが、この職員と比べたらどうかという評価の仕方を私どもはしております。今の極めて良好というのは、5段階で通信簿では5です。特に良好、これにつきましては4でございます。良好な職員が3になります。ですから、この3の良好な職員、この評価を受けた3以下、3・2・1につきましては基本的に定昇はさせないという改正でございます。

○議長（戸部哲哉君） いいですか。

[発言する者なし]

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私はこの議案第28号に反対討論したいと思っています。

公務員は労働者の権利が奪われているために人事院の勧告制度があります。その人勧によって給料など、北方町では条例などで決められているわけですが、55歳というのはすごく働き盛りで、お金もすごくかかるときだと思うんです。私はやっぱり60歳の定年までは昇給させていくべきだという考えを持っています。

例えば、同期で入っても、あの人は昇給した、私は一生懸命真面目に働いていても上がらない。職場の中で、そういう人間関係とか、意欲などを失ってしまうのではないかということになれば、そういう職場の人間関係とか、何かいろんなことを今まで言われていますけれども、そういうことが働く意欲をなくしてしまって、ただ時間に来ればいい、終わればそのまま帰る状況になっているような気がしますので、日本の今デノミとかデフレとか言われていますけれども、そういった意味で、公務員の給与を60歳までは少しずつ上げていけばいいんじゃないかという立場で反対をいたしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。これから議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立8名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第29号

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、議案第29号 北方町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第30号

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、議案第30号 北方町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第30号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第31号

○議長（戸部哲哉君） 日程第6、議案第31号 平成24年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 15ページのところですけれども、跨線橋を改修していくわけですけれども、県の条例によりますと、公共工事に対しては10%と決まっています、10%払うわけですけれども、これは全部入れてというか、詳細の設計とか全部入れた段階で10%で、また次の年度も払っていかないといけないと思うんですけど、そういうふうに全部入れた段階での金額なのか、どのくらいなのかということに、詳細がはっきりわからないんですよ、私たち総務委員会の仕事をしても。でも、うわさではわあわあ言っているんですけども、やっぱりきちっと報告をしてほしいと思うんですけど、その概要です。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 坂口技術調整監。

○都市環境農政課技術調整監（坂口雅紀君） 今の件についてですけれども、今年度については、詳細設計と用地買収費、そして工事分、そのトータルで1億2,000万強というふうで、その10%が補正というふうになっております。あくまでも県単事業の1割ということで、御理解を願いたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 全てを含めた、今回は詳細設計とかそういうのを含んで10%は県の条例で来るわけですけれども、その工事をやるのにいつからいつまでとか、どのくらいかかるのかということはわからないわけですよ。そうすると、今やっているのは道路、農林高校のところから大型車とかバスはこういうふうに通らないかん、そんな話だけですので、大体の概略はわかるのであれば今教えてほしいと思いますけど、どうですか。

○議長（戸部哲哉君） 坂口技術調整監。

○都市環境農政課技術調整監（坂口雅紀君） 概要ということですので、私が知っている情報をお知らせします。

今年度、県単工事としては1億強で、主に跨線橋の部分と跨線橋の西側の土砂を約1万立米をまず1月中旬に発注をいたしまして、ひとまずの工期は3月末なんですけれども、翌債というよ

うな形で来年度に繰り越しをして、土砂を撤去します。また、その後、残りの土砂撤去分と、側溝とか舗装といったものが県のほうから発注されるということで、それもあわせて来年約1年間というふうな形で、撤去とか、構造物をつくったりするというような工事になっています。

一部用地買収もありますので、町のほうのポンプ小屋ですね、そういったところの用地を今年度買わせてもらって、来年度、また一部用地買収もあるんですけども、そういったものを含めて、トータルとして来年度中には工事が終わるというふうに県からは聞いております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 来年度いっぱい工事が終わるのであれば、まだこれは補正予算なために来年度に来ると思うんですけども、大体の概略でいいので、どのくらい跨線橋を平たんにするためにお金が、県としては概略を持っているのかどうか、その辺がわかればお願いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 坂口技術調整監。

○都市環境農政課技術調整監（坂口雅紀君） 県から来ておる情報では、3億弱で出てくるというふうに聞いておりますが、まだこれから積算を積み上げて、という形ですので、トータル予算の確保としては3億弱というふうに聞いております。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） ちょっと教えてほしいんですが、5ページの地方債の補正、追加補正しておるんですね、今回。

下の欄が変更、そして上が今度下になっていったということですよ。

きのう僕は、庁舎建設に何十億かかかるんで、基金でも積むことはしないですかと言ったら、その部分については今の財調で対応していきたいという町長さんの答弁やったんですけど、この額にしたら、そんなどえらな何十億という額じゃないわけなんで、それができなかったわけですか。これって起債をどのぐらいで返還していく予定ですか。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） まず1点目です。

今回のこの起債は、基本的には20年を予定しております。20年間の借り入れということで予算立てをさせていただいております。

ちなみに、今20年度償還で利息を見込みますと、率ですね、金額については別にしまして、率が大体、政府で借りると今1%程度です。逆に縁故債、地方銀行、ここで借り入れを行えば、今のところ利息は0.9と非常に有利にお金が借りられるという状況でございます。当然、将来的に庁舎の建設が進みまして、仮に建設という話になれば、当然起債を起こし、進めていくことになるかと思えます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） これは、安く借りられるから、こういった20年で借りるよということですか。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 安いということも当然ありますが、やはり一度に大きな支出を抑えるということでございます。これ正直言いますと、バスターミナルとか新庁舎でふえる分ですよ。これは一般財源で支払うというのは非常に困難でございますので、20年間かけて支出をしていくという手法をとらせていただいております。大体大きな事業をやる場合、過去の例も、やはり一度に財源を持ち出すのではなくて、長い目で支払っていくという、この町債を利用して事業を進めていくということでございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） もう1点だけ。それはこういった起債を起こす方法も一つありますけど、そうすると、起債を起こすのは、総額というのは全体とすると五十何億起こしておるのではないですか。そちらのほうが膨らんでいくことで、要は一緒なんですけど、このバスターミナルは当時も買うかという話があったところですけど、借りるか取得するかと話があったときに、借りておいてもいいんじゃないのと。当時のことが、単価的にも高かったような気がしますけれども、7,000万ぐらいでしたか。そういった額の問題は、このバスターミナルの用地取得ぐらいのことは何らか対応できると思うんですが、そうそう数字的にそういったことで逃げるのではなくて、余り起債を起こすばかりじゃない運営方法の一つがあるんじゃないかと考えています。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 今の御質問はもっともだと思います。そのあたりも十分検討しながら、今回はこういう形で補正をお願いしたいということでございます。

つけ加えますと、例えばバスターミナル、それから新庁舎用地、これは基本的に縁故債を利用し、地元の銀行から借入れをしたいというふうには考えておりますが、御承知のとおり下の道路整備事業、この関係、公園整備事業で、これにつきましては国費が一部つきます。残りの9割が起債の限度額というようなことでルールはございますが、そのうちの20%は交付税に算入されると、基準財政需要額にカウントしていただけるというものでございますので、そういういろいろルールもございますが、できるだけ慎重に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 長谷川団地が壊されて更地になっているわけですよ。今回の補正でバスターミナルの用地も買う、新庁舎の用地も買うわけですけど、近いうちにとある政党は言っておりましたけれども、何か北方町も近いうちみたいな話が出ていて、岐阜新聞に、もうバリアフリー化した新庁舎を建てるような話が載っていたわけですけども、そういうことを考えたときに、やっぱりうわさで私たち、都市環境は知らないですけど、総務委員会はうわさで聞いていてこのまま上がってきておるわけですけども、そういう大事なことで、全協などで土地を買うけどという話をして、じゃあ実際何年をめどに建設を始めるとか、いずれは草が生えてきて、雑草の処理とかいろんなことがあると思うんですけど、当面そういう方向で、ふれあいまつりな

んかやっていて駐車場の整備にされていたんですけれども、そういうことを考えたときに、実際に町として、内部で話をされているのは、いつごろ建てて完成をするのかということも、ここにもう20年もしたらないんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことを考えたときに、そこで話し合われていること、大体でいいです、わかっている段階で話をしてください。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） きのうの答弁の中でも申し上げましたように、一挙にいろんな事業が積み重なってきたんですね。特に旧北方団地の土地の中でも、新庁舎の建築予定地として取得する部分については、当初計画の中には全く入っておりませんでした。

御案内のように、この団地の跡地から児童館まで、この中央地域におけるいろんな計画を持っておるわけですが、それは議会にも既にお話がしてありますとおり、私どもとしては都市再生整備計画というものの計画を立てまして、8億から9億ぐらいになるんですかね、こういう計画があるということは議会の皆さんにも御了解をいただいております。

それで庁舎の跡地の問題については、いつ建てるという今確たる計画を持っておるわけではございません。ただ、当面、そのための用地を取得することについては、議会にも御相談をさせていただいて、今日に至っておるわけですが、いろいろお話をお聞きしておる段階では、災害対策も含めて早期に着手をすべきであるという意見と、財政計画をしっかりと立て、財政上の不安がないような計画を、見通しができたときに決断をすべきだという意見とあるわけでございまして、現在は、そのいずれを選択するかということに対して結論を得ておるわけではございません。

ただ、私個人的には、これはいつまでも引っ張りましても、土地を取得いたしますと、一時期問題になりましたように塩漬け状態になってしましまして、維持管理にまた必要な資金が要するというようなことになりますから、取得をさせていただいたら、議会の皆さんとも協力し合って、早い機会に具体的に新庁舎の建設計画というものを立てたほうが、無駄を省く意味でいいんじゃないかというふうには考えておりますけれども、きょうの時点でそこまで突っ込んだ議論を、内部的にもまだ入り口の議論をしておるだけでございますので、また具体的にになったら御相談を申し上げて、具体化させていきたいというふうに思っております。

○議長（戸部哲哉君） 野崎副町長。

○副町長（野崎眞司君） 庁舎の今後の計画、進め方につきましては、今後基本構想とか、あるいは基本計画というものをしっかりと見定めていきたいと思っております。それを進めるに当たっては、当然住民の皆さん、それから議員の皆さん、それから学識経験者の皆さん、そういった方々に入ってください、その中で今後は進めていきたいと、このように考えております。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を省略します。

これから議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第32号

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、議案第32号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第33号

○議長（戸部哲哉君） 日程第8、議案第33号 平成24年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第33号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 発議第7号

○議長（戸部哲哉君） 日程第9、発議第7号 北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

立川良一君。

○7番（立川良一君） それでは、議長の命を受けまして、提案をいたしたいと思います。

北方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。

北方町議会委員会条例（昭和46年北方町条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年12月21日提出。提出者、北方町議会議員 立川良一、日比玲子、井野勝已、伊藤経雄、安藤浩孝、鈴木浩之、安藤巖、安藤哲雄、杉本真由美。

提案理由として、地方自治法の改正により、委員会の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、本条例を制定しようとするものであります。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから発議第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 発議第8号

○議長（戸部哲哉君） 日程第10、発議第8号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

立川良一君。

○7番（立川良一君） それでは、議長の命を受けまして、提案をいたしたいと思います。

北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてであります。

北方町議会会議規則（昭和46年北方町規則第10号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成24年12月21日提出。提出者、北方町議会議員 立川良一、日比玲子、井野勝已、伊藤経雄、安藤浩孝、鈴木浩之、安藤巖、安藤哲雄、杉本真由美。

提案理由、地方自治法の改正により、本会議において委員会同様、公聴会の開催や参考人招致ができることとなったがため、本規則を制定しようとするものであります。

○議長（戸部哲哉君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから発議第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されま

した。

---

○議長（戸部哲哉君） 以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（室戸英夫君） それでは、第5回の定例議会が終了いたしますに当たりまして、簡単にお礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

5日間にわたって、各議案にわたり慎重に御審議をいただきまして、御提案を申し上げたとおり御決定をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今度の補正で、いよいよ先ほども申し上げましたけれども、都市再生整備計画が具体的に動き出すことになるわけでございます。最近にない、この全体的な数字で言いますと金額も大きなものになってまいりますので、そういう意味では、きょうの議会で御決定をいただきました内容というものは非常に重いものがあるというように思っておるわけでございます。

いろんな作業が進みます上で、住民の皆さん方にも私どもとしての十分な説明をする中で、できるだけトラブルなどがないように、十分な配慮をいたして事業を進めてまいりたいと思っておりますけれども、どうぞ議会の皆さんにおかれましても、御決定をいただきましたことに対していろいろな声といいますか、意見が住民の皆さんから届くことと思っておりますけれども、きょうの御決定はそういうことも含めての御決定でございますので、どうぞ前向きに受けとめていただいて、こうした事業が円滑に進捗をできますように、御協力をお願いいたしたいと思う次第でございます。

いよいよその名のとおり師走でございます。きょうは冬至になるわけでございますから、寒波がますます本格化して厳しくなってきます。しかし、一方では日中の日照時間が少しずつこれから延びていくという、ある意味希望の持てる暦になっておりますので、これからも北方町政が大勢の町民の皆さん方に少しずつでも希望が持てるような方向に進んでいくように全力を挙げさせていただきますと同時に、何といたっても議会の皆さん方の御協力が大切でございますから、そういう趣旨に沿っても、町民に夢を与えるような町政運営ができますように御指導と御鞭撻をいただきたいと思っております。

どうぞお体に十分お気をつけいただいて、新しい年をお迎えいただき、引き続き御活躍をいただきますことを御祈念申し上げて、簡単でございますが、閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（戸部哲哉君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成24年第5回北方町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉会 午前10時12分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年12月21日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員